

| | |
|-------|-------------------|
| 分類コード | X-1-1-1-04 |
| 保存期間 | 5年(令和10年12月31日まで) |

秋 本 務 第 7 5 7 号
令 和 5 年 1 2 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

当直勤務員等の拳銃携帯について（通達）

みだしのことについては、「当直勤務員等の拳銃携帯について（通達）」（令和5年12月1日付け秋本務第709号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、下記のとおり改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

当直勤務員等が、当直（当番）勤務に従事するときは、原則として室内においても拳銃を携帯することとし、庁舎警戒態勢及び突発事案への対応を強化するもの。

2 拳銃を携帯する当直勤務員等

(1) 警察本部

ア 総合当直勤務員（人身安全当直勤務員を除く。）

イ 機動捜査センター当直勤務員、交通機動隊当直勤務員及び機動隊当直勤務員（令和5年12月27日をもって交通機動隊当直勤務員を除き、同年12月28日から運転免許センター当直勤務員を含む。）

ウ 高速道路交通警察隊当番勤務員のうち庁舎警戒勤務に当たる者

(2) 各警察署

当直勤務員

3 その他

携帯する拳銃については、原則として個人に貸与されたものとするが、次の当直勤務員については、警務部警務課長が管理する拳銃を携帯することができるものとする。

(1) 総合当直勤務員（人身安全当直勤務員を除く。）

(2) 機動捜査センター当直勤務員

(3) 警察署に応援派遣された当直勤務員

この担当 警務課装備・車両係（☎2652、2653）